

(仮訳)

ロシア連邦大統領令

「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付け第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政安定保障のための経済的な性格の追加暫定措置について」および2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置の追加として、以下を決定する：

1. ロシア連邦中央銀行理事会に対し、以下のオペレーションを行うことができる上限の金額を決定する権限を与える。

a) ロシア連邦中央銀行理事会が定める一覧に含まれる種類の契約にもとづいて居住者（在留外国人、*residents*）が居住者でない外国の法人および自然人に対して行う事前支払いまたは前払い；

b) ロシアの金融機関に開設されている口座からの送金のうち、以下のもの：

ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家を登記地とする非居住者外国法人（以下、「非友好的行動を実行する国家の外国人」）の口座から、非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人の口座への送金；

非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人の口座から、ロシア連邦ならびにロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的行動を実行する外国国家」）に開設されている口座への送金；

c) 電子マネーなどの送金（口座開設を伴わないもの）のうち、以下のもの：

非友好的行動を実行する国家の外国人が、非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人に対して行う送金；

非友好的行動を実行する国家の外国人ではない非居住者外国法人が、非友好的行動を実行する外国国家に所在する銀行およびその他の金融市場機関に対して行う送金；

d) 非居住者外国法人がロシアの国内外貨市場で行う外貨の購入。

2. 2022年12月31日まで、以下のオペレーションをロシア連邦中央銀行の許可を取得することなく行うことを禁止する：

a) 居住者が非居住者法人の資産（定款資本または合同資本、協同組合出資金）を形成する出資分、持ち分、分担分などを拠出すること；

b) 出資をともなうパートナーシップ契約（共同事業契約）の履行の一環として居住者が非居住者に対して資産を拠出すること。

3. 本令第1項a)の規定は、ロシアの自然人、ロシアの金融機関、国家開発コーポレーション

「VEB.RF」による当該のオペレーションの実行に対しては適用されない。

4. ロシア連邦中央銀行に対して以下の権限を与える：

a) 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項の要求事項の履行を、居住者である対外経済活動参加者が、同項が定める期限とは異なる期限までに履行する許可を発行する；

b) 居住者である対外経済活動参加者に対して、同人が貸付契約に定められた外貨建ての債務についてのロシアの金融機関から請求の履行（借入金返済、金利および〔または〕違約金の支払いを含む）のために振り向ける、同居住者の口座に外貨が送金された時点で定められた金額の外貨分だけ、2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項が定める手順にもとづく強制外貨売却を行わなくてよい旨の許可を発行する；

c) 本令第2項が定めるオペレーションの実行に必要な許可を発行する；

d) 本令の適用にかかわる諸問題について公式の解説を行う。

5. 2022年9月1日までの間、非友好的行動を実行する外国国家が導入した制限措置の対象となった金融機関と、居住者法人であるところの当該金融機関顧客との間で締結済みの銀行口座（預金）開設契約にもとづいて形成された外貨建て債務（ただし、当該措置が導入された日より前に発生した債務であることを条件とする）は、それがロシア連邦中央銀行の定める履行当日の公式レートにもとづいて計算された外貨（その金額がどの外貨建てかは問わない）と等価な金額のルールによって履行された場合には、適切に履行されたものとみなす旨を定める。

6. 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」の適用を目的として、以下を定める：

a) 本令第3項が定める禁止措置は、ロシア連邦の外交代表部および領事館、国際（国家間、政府間）機関におけるロシア連邦の常設代表部、その他のロシア連邦の在外公館および連邦行政機関代表部、ならびに（または）ロシア連邦領外に所在する居住者法人支店およびそれらの職員の口座（預金）であって、ロシア連邦領外にある銀行に開設されているものに対して行われる外貨建て送金には適用されない；

b) 本令第1項および第2項の要求事項は、ロシア連邦北極圏における液化天然ガス生産プロジェクトの実施に直接従事する組織に対しては、これらのプロジェクトの実施に関連する当該組織の口座への外貨建て送金については適用されない。

7. 2022年3月1日付けロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用を目的として、本令第1項が定める制限措置は、非友好的行動を実行する外国国家との関連を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有

する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)の支配下にある居住者に対するクレジットおよび借款(ルール建て)の提供には適用されない旨を定める。

8. 2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第12項の規定は、本令の適用に対しても適用される。

9. ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会に対して以下の権限を与える：

a) 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第2項の要求事項の履行を、居住者である対外経済活動参加者が、同項が定める金額とは異なる金額をもって行うことに対する許可を発行する；

b) 本令第1項が定めるオペレーションのうちのいずれかを、ロシア連邦中央銀行理事会が定めた金額を上回る金額をもって行うことに対する許可を発行する。

10. ロシア連邦政府は、本令第9項が定める許可のロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会による発行の手順を10日以内に承認する。

11. ロシア連邦中央銀行は、本令第4項が定める権限の行使に必要となる文書を10日以内に採択する。

12. ロシア連邦中央銀行理事会は以下の文書を10日以内に採択する：

- a) 本令第1項が定める権限の行使に必要となる決定書；
- b) 本令第4項a)からc)までが定める許可の発行手順を定める決定書。

13. 本令が定めるロシア連邦中央銀行理事会の決定書は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)について」第7条にもとづいて公式に発表される。

14. 本令はそれが正式に発表された日に発効する。

15. 本令第1項の規定のうち、同項a)からd)までが定めるオペレーションの実施についての部分は、当該のオペレーションに関する連邦中央銀行理事会の採択済みの決定書が正式に発表された日より適用される。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月18日

第126号

ⁱ 訳注：第3項は禁止事項についてのものではありません。第2項の誤りかと思われます。